

耐震担当窓口（令和元年10月現在）

市町村名	担当課	連絡先
徳島市	建築指導課	088-621-5272
鳴門市	まちづくり課	088-684-1164
小松島市	住宅課	0885-32-2120
阿南市	住宅・建築課	0884-22-3431
吉野川市	建築営繕室	0883-22-2224
美馬市	住宅・空き家対策課	0883-52-5612
三好市	管理課	0883-72-7681
石井町	危機管理課	088-674-1171
牟岐町	建設課	0884-72-3418
美波町	消防防災課	0884-77-3619
海陽町	建設課	0884-73-4159
つるぎ町	危機管理課	0883-62-3111

徳島県住宅課建築指導室	088-621-2598
-------------	--------------

相談窓口

無料

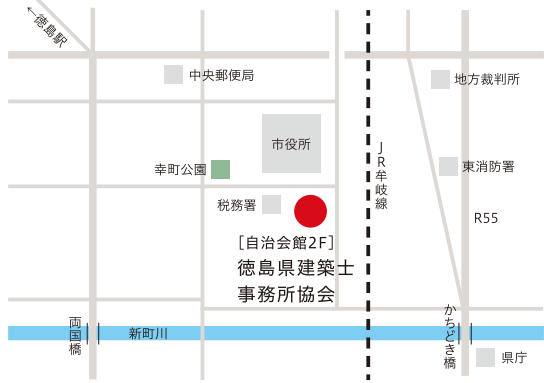
建築物耐震相談所

開催日：毎月第2・第4水曜日 13時～17時

【一社】徳島県建築士事務所協会 事務局内

徳島市幸町3丁目55番地 自治会館2F

TEL:088-652-5862



●編集・発行

徳島県県土整備部 住宅課 建築指導室

一般社団法人 徳島県建築士事務所協会

緊急輸送道路沿道 建築物の耐震化に ご協力ください！

緊急輸送道路は、災害発生時の救急救命・消火活動、物資輸送、復旧復興の大動脈であり、沿道にある建築物の倒壊による道路閉塞を防ぐことは、県民の生命と財産を守るため極めて重要です。

このため、徳島県では、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成25年11月25日改正）及び徳島県耐震改修促進計画（平成26年3月改定）により、緊急輸送道路のうち広域的な避難のために特に重要な5路線（延長253km）を指定し、沿道建築物の所有者に耐震診断を義務付けるとともに、市町と連携して耐震化の助成制度を拡充しました。

緊急輸送道路沿道建築物の耐震化はまったなしの状況です。建築物の所有者の皆様の御理解と御協力をお願いします。



義務化対象路線

- 国道11号線 徳島市～鳴門市（香川県境）
- 国道32号線 三好市（香川県境）～三好市（高知県境）
- 国道55号線 徳島市～海部郡海陽町（高知県境）
- 国道192号線 徳島市～三好市（愛媛県境）
- 国道193号線 美馬市（香川県境）～国道192号線（美馬市）

＊国道55号線のうち「大林北交差点から津乃峰東分交差点までの間」は、「県道130号大林津乃峰線」が義務化対象路線です。



義務化対象建築物

次のいずれにも該当する建築物です。「通行障害既存耐震不適格建築物」といいます。

[ア] 県が指定した道路〔＊1〕に敷地が接する建築物

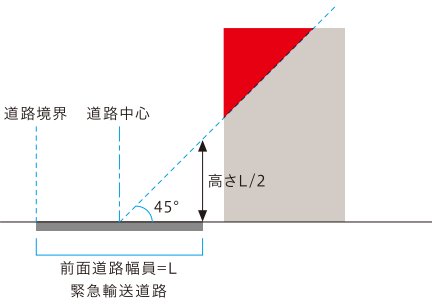
[イ] 昭和56年5月31日以前に新築工事に着工した建築物(旧耐震基準〔＊2〕)

[ウ] 建築物のそれぞれの部分から道路の境界線までの水平距離に、前面道路の幅員の2分の1(幅員が12m以下の場合は6m)を加えたものに相当する高さを超える建築物

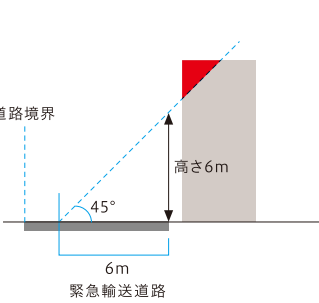
〔＊1〕 国道11号、32号、55号、192号、193号の5路線(延長253km)

〔＊2〕 昭和56年の建築基準法改正で導入された耐震基準(新耐震基準)より以前の基準

①道路幅員が12メートルを超える場合



②道路幅員が12メートル以下の場合



所有者等の義務

義務化対象建築物の所有者は、耐震診断を実施し、その結果を令和3年3月31日までに所管行政庁に報告してください。

① 義務化対象建築物であることの確認

② 耐震診断の実施〔＊3〕

③ 耐震診断結果の報告(義務) 期限:令和3年3月31日 「耐震診断の結果の報告書」を所管行政庁〔＊4〕に提出してください。

④ 耐震改修等の実施(努力義務)

〔＊3〕 耐震診断を実施する耐震診断者には、国土交通大臣が定める登録資格者講習を修了した建築士(一級建築士、二級建築士又は木造建築士が、それぞれ設計できる範囲内の建築物)などの資格要件があります。

〔＊4〕 所管行政庁は、徳島市と徳島県(徳島市以外)です。

なお、耐震診断の結果は、報告期限ごとにとりまとめて公表されます。

耐震診断補助

補助率

原則として、100%補助です。

国 1/6	市町 5/6
-------	--------

ただし、一戸建て住宅の場合は、国と市町の割合が異なります。

補助金額

A、Bのうち低い額(1,000円未満切り捨て)

A 実際に要する費用(税込み)

B 補助対象限度額

1,000㎡以内の部分	3,670円/㎡
1,000～2,000㎡以内の部分	1,570円/㎡
2,000㎡を超える部分	1,050円/㎡

ただし、図書の復元や評価機関の費用は、157万円を限度として加算できる。

補助金額の計算例

延べ床積が3,200㎡で、図面復元と評価費用が157万円以上の場合

$$\begin{aligned} &1,000 \times 3,670 \\ &1,000 \times 1,570 \\ &1,200 \times 1,050 \\ &+ 1,570,000 \\ &\hline &8,070,000円 \end{aligned}$$

実際に要する費用がこれを上回る場合、限度額はこの807万円となります。

Q&A

Q 耐震診断を実施する場合、自己負担は必要ないのですか？

A 補助限度額は、標準的な耐震診断を想定した額を設定しています。図面の復元が必要な場合や複雑な構造の場合は、自己負担が生じる場合があります。

Q 耐震診断の結果、耐震性が十分でない場合、耐震改修をしなければならないのですか？

A 耐震改修実施の義務付けはありません。耐震改修や除却・建替えについて検討を行ってください。(努力義務)

Q 耐震改修に対する助成制度はありますか？

A 耐震改修等の助成制度については、市町の耐震担当窓口にお問い合わせください。

補助申請手続きの流れ

